新規就農者の経営発展を支援する補助金

概要

新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）の自己負担額について助成します

対象者

令和5年4月1日以降に新規就農した市の就農計画認定者

対象事業／対象経費

経営発展支援事業において対象となる取組に必要な経費

補助率（上限など）

補助対象経費から経営発展支援事業による国及び同の補助額を差し引いた額（千円未満切り捨て）。ただし，上限額は125万円（夫婦で農業経営を開始している場合は，１．５倍）

その他

新規就農確保・育成対策事業に基づき新規就農した者のみが対象です。

連絡先　農政課　経営支援係　電話 0166-25-7417　メール nousei@city.asahikawa.lg.jp